

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 fate
- (2) 代表者 代表取締役 中村 高志
- (3) 所在地 大阪府大阪市旭区赤川四丁目 1 番 27 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 すまいるランド
- (2) 所在地 大阪府守口市東光町三丁目 5 番 13 号
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス

3 指定取消し年月日

平成 31 年 2 月 28 日（木曜日）

4 指定取消しの理由

- (1) 不正の手段による指定（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）

法人は、人員基準上必要である保育士又は児童指導員について、指定時から人員基準を満たすことができないと認識していたが、変更届等を提出することなく、法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた。